

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理 及び再利用に関する条例

(廃棄物減量等推進審議会)

- 第7条 地域に即した総合的な廃棄物の減量の推進及び再利用の促進を図るため、*法第5条の7の規定に基づき、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。
- (1) 住民組織の代表者
 - (2) 商工業関係者
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

* 法 = 廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)第5条の7

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項審議させさせるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

久喜宮代衛生組合廃棄物減量等 推進審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成9年衛生組合条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づく久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この審議会に委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

(役員の職務)

第3条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(審議事項)

第4条 この審議会は、久喜宮代衛生組合管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ開催するものとする。

- 2 この審議会は前項の規定にかかわらず、ごみの減量並びにリサイクルの推進について、管理者に提言を行うこともできる。

(会議)

第5条 この審議会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 この審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 この審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(参考人)

第6条 この審議会は、会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 この審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営のため必要な事項は、会長が審議会にはかり定める。

久喜市審議会等の会議の公開に関する条例〔抜粋〕

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第5条 第3条及び前条ただし書の規定にかかわらず、審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている事項

(2) 個人に関する事項(事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。)であって、当該事項に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令その他の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事項

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該事項がその職務の遂行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって、公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該事項の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市及び国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市又は国等が行う事務事業に関する事項であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者と

しての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある事項

(会議開催の事前公表)

第6条 実施機関は、審議会等を開催するに当たっては、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催の日時及び場所

(3) 会議の議題

(4) 会議の全部又は一部を非公開とする場合の措置とその理由等

(5) 傍聴の定員(会議を全部非公開とする場合は不要)

(6) 傍聴手続(会議を全部非公開とする場合は不要)

(7) 問い合わせ先

2 前項の公表は、当該会議の開催日の1週間前までに行うよう努めるものとする。

(会議の傍聴)

第7条 何人も、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

(会議資料の配布又は閲覧)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、傍聴する者に会議資料(久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を配布し、又は閲覧させなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について、会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。